

議案第8号

日進市児童厚生施設の設置に関する条例の一部改正について

日進市児童厚生施設の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月25日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、地権者からの申出により、浅田上ノ山ちびっこ広場の用地を返還することに伴い、浅田上ノ山ちびっこ広場を廃止するため、日進市児童厚生施設の設置に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

浅田上ノ山ちびっこ広場の規定を削る。

日進市児童厚生施設の設置に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条 例 第 号

日進市児童厚生施設の設置に関する条例(昭和51年日進町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第2条関係)			別表第2(第2条関係)		
名称	面積 (平方メートル)	位置	名称	面積 (平方メートル)	位置
略			略		
折戸寺脇ちびっこ広場	331.96	日進市折戸町寺脇90番地2	折戸寺脇ちびっこ広場	331.96	日進市折戸町寺脇90番地2
			浅田上ノ山ちびっこ広場	791.00	日進市浅田町上ノ山23番地1
略			略		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。